

吸収分割契約に関する事後開示書類

(簡易吸収分割)

2020 年 10 月 1 日

共同印刷株式会社

共同印刷メディアプロダクト株式会社

2020 年 10 月 1 日

各位

共同印刷株式会社
代表取締役社長 藤森 康彰

共同印刷メディアプロダクト株式会社
代表取締役社長 海江田 卓郎

共同印刷株式会社及び共同印刷メディアプロダクト株式会社（旧共同印刷製本株式会社）による吸収分割に係る事後開示書類

（吸収分割会社／会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条に基づく書面）
（吸収分割承継会社／会社法第 801 条第 3 項第 2 号及び会社法施行規則第 189 条に基づく書面）

共同印刷株式会社（以下「吸収分割会社」という）及び共同印刷製本株式会社（吸収分割承継会社）は、2020 年 7 月 1 日付吸収分割契約書に基づき吸収分割（以下「本件分割」という）を実施し、同時に吸収分割承継会社の商号を「共同印刷メディアプロダクト株式会社」に変更致しました。よってここに本件分割に係る事後開示を致します。

なお、本件分割は、吸収分割会社においては会社法第 784 条第 2 項、吸収分割承継会社においては同法第 796 条第 2 項に規定する簡易吸収分割となります。

記

1 本件分割が効力を生じた日

2020 年 10 月 1 日

2 吸収分割会社における法定手続の経過

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による手続きの経過（本件分割の差止請求）

本件分割は、会社法第 784 条第 2 項に定める簡易吸収分割に該当するため、同法第 784 条の 2 但書に基づき、吸収分割会社の株主に本件分割の差止請求権は発生しません。

(2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

吸収分割会社は、会社法第 784 条第 2 項に基づき株主総会の承認決議を経ずに本件分割を実施したため、同法第 785 条第 1 項第 2 号に該当し、反対株主の株式買取請求権は生じません。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）

吸収分割会社は、新株予約権を発行しておりませんので、会社法第 787 条の規定による手続は行っておりません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過（債権者の保護）

吸収分割会社は、会社法第 789 条の規定に基づき、2020 年 7 月 27 日付の官報及び電子公告により、吸収分割会社の債権者に対し、本件分割に対する異議申述の公告及び催告を行いました。異議申述期限である 2020 年 8 月 26 日までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3 吸収分割承継会社における法定手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による手続の経過（本件分割の差止請求）

本件分割は、会社法第 796 条第 2 項本文に定める簡易吸収分割に該当するため、同法第 796 条の 2 但書に基づき、吸収分割承継会社の株主に本件分割の差止請求権は発生しません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

吸収分割承継会社は、会社法第 796 条第 2 項に基づき株主総会の承認決議を経ずに本件分割を実施し、また、同社の発行済株式の全てを所有する吸収分割会社も株式の買取請求を行っておりません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過（債権者の保護）

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項に従い、2020 年 7 月 27 日付の官報及び個別の催告書により、吸収分割承継会社の債権者に対し、本件分割に対する異議申述の公告及び催告を行いました。異議申述期限である 2020 年 8 月 26 日までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4 吸収分割により承継した重要な権利義務

吸収分割承継会社は、本件分割の効力発生日である 2020 年 10 月 1 日をもって、吸収分割会社より吸収分割契約に定める資産及び権利義務を承継しました。

5 吸収分割に係る変更登記をした日

2020 年 10 月 8 日（予定）

6 その他本件分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上